

本学の研究理念等に抵触する可能性がある公募制度への応募等における 可否判断基準および手続き

本学の研究活動における基本理念および行動規範を踏まえて、本学の研究者が本学の研究理念等に抵触する可能性がある公募制度へ応募する場合等の可否判断基準および手続きについて定める。

第1 可否判断基準

(1) 公募の内容

公募内容が、戦争や軍事への寄与を目的とするものでないなど本学の研究理念等に反しないこと

(2) 研究の目的

研究者の研究目的およびその成果が、戦争や軍事への寄与を目的とするものでないなど人類の平和を脅かすおそれがないものであること

(3) 研究の推進

研究の推進にあたっては、研究者の自由な意思と発想をもとに推進されるものであること

(4) 成果の公開

研究の成果は、透明性をもって研究者の自由な意思に基づき公開可能なものであること

第2 判断の手続き

(1) 本学の研究者が本学の研究理念等に抵触する可能性がある公募制度等へ応募する場合の可否判断に関する事項については、公立大学法人滋賀県立大学研究推進委員会規程第3条に基づき、応募内容および公募要領等の記載内容をもとに研究推進委員会で審議し、さらに教育研究評議会での審議を経て、学長が判断する。

(2) 公募制度等に応募するか否かにかかわらず自ら実施する研究課題において、本学の研究活動における基本理念等に抵触する可能性がある場合には、当該研究の実施者の求めに応じて、上記(1)の手続きに準じて当該研究を実施してよいかどうか判断する。